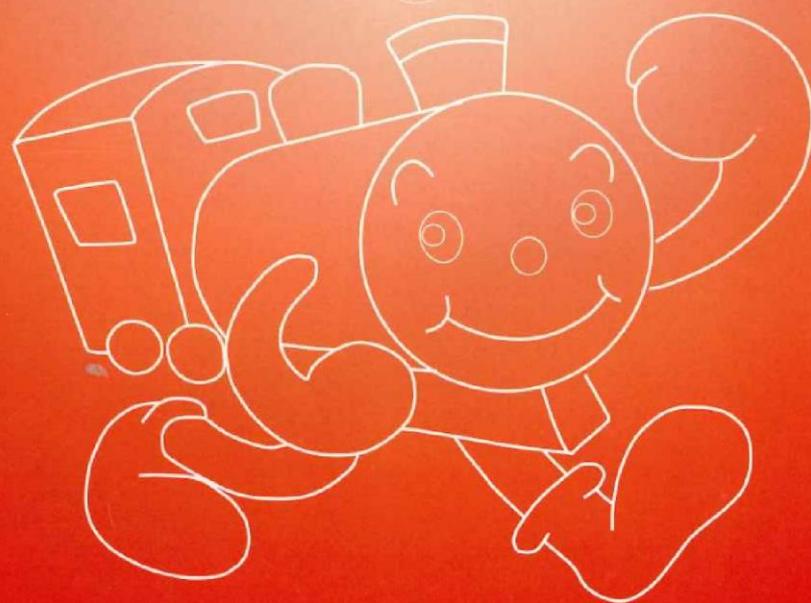


すてきな
まちに



発刊にあたって

本市では、人と人のつながりを大切に、差別のないまちづくりに向け、取り組みを進めています。

しかしながら、わたしたちの身のまわりには、今なお、人権侵害事例が起っています。一人ひとりがこうした現実と向き合い、解決に向けて行動することが必要です。

「第7集」では、市民のみなさまに気づき、考えていただく内容として、編集させていただきました。

「すてきなまちづくり」のために、ご一読いただくとともに、研修などにご活用ください。

2011（平成23）年3月

野洲市長	山仲 善彰
野洲市教育委員会 教育長	南出 儀一郎
野洲市人権啓発推進協議会 会長	富田 多恵子

目次

野洲市「人権尊重のまち」宣言

「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」平和都市宣言…………… 1

Ⅰ 「土地差別」とは…………… 2

● 「土地差別」について、ご存じですか？

★なぜ、問い合わせをするのでしょうか？

★インターネットを利用して

★「きひ忌避意識」は、こんなかたちで……………

● 「土地差別」の解決に向けて

● 「すてきなまち」づくりへ

★私も参画！交流の大切さ

★私とあなたのさらなる一歩が、すてきなまちづくりに！

Ⅱ 2010年度 人権尊重をめざす人権作品紹介…………… 9

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例（裏表紙）



やすし じんけんそんちよう せんげん
野洲市「人権尊重のまち」宣言

じんけん にんげん しあわ い けんり ひと う
 人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにしてもって
 いる基本的な権利です。

じんけん きょうぞん きほん じんけん おか おか
 わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たがいに
 たす あ あか す ちいきしゃかい きす
 助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

ひとり じんけん そんちよう ようご ただ りかい にんしき
 そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を
 ぶか たれ たいせつ あんしん く じっせん ちが やすし
 深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市を
 じんけんそんちよう せんげん
 「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

へいせい ねん がつ にち
 平成18年 2月25日

やすし
 野洲市

ゆた しぜん れきし いろど やすし
「豊かな自然と歴史に彩られたまち・野洲市」

へい わ と し せん げん
平 和 都 市 宣 言

せかい へいわ じつげん かくへいき はいぜつ じんるいきょうつう ねが
 世界の平和の実現と核兵器の廃絶は、わたしたち人類共通の願いです。

いま かくへいき きょうい ひさん あらそ じんるい へいわ
 しかし、今なお、核兵器の脅威をはじめ、悲惨な争いがあとをたたく、人類の平和と
 ちきゅうかんきょう おびや
 地球環境が脅かされています。

せかい ゆいいつ ひばくこく こくみん ひろしま ながさき ひさん たいけん
 わたしたちは、世界で唯一の被爆国の国民として、広島、長崎のような悲惨な体験を
 にど く かえ ひかくさんげんそく けんじ くに かくへいき
 二度と繰り返さないよう、非核三原則を堅持し、すべての国のあらゆる核兵器をすみやか
 はいぜつ
 に廃絶しなければなりません。

せんご にほん けんぽう こうきゅうへいわ せんげん あんぜん せいぞん どりよく こんにち つづ
 戦後、日本は憲法で恒久平和を宣言し、安全と生存のための努力を今日まで続けてき
 ぶただ せんか こうむ へいわ おんけい きょうじゆ じ
 ました。再び戦禍を被ることなく、わたしたちは平和の恩恵を享受しています。この自
 ゆう けんこう ひび おく よろこ せかいじゅう ひとびと きょうゆう つよ のぞ
 由で健康な日々を送れることの喜びを世界中の人々と共有できることを強く望みます。

やすし じんけん かんきょう まち しゃがい じつげん
 わたしたち野洲市民は、人権と環境がすべてにおいて守られている社会の実現をめざ
 せかい こうきゅうへいわ かくへいきはいぜつ ちが ゆた しぜん れきし いろど
 すとともに、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓い、ここに「豊かな自然と歴史に彩られ
 やすし へいわ とし せんげん
 たまち・野洲市」を平和都市とすることを宣言します。

へいせい ねん がつ にち
 平成18年 2月25日

やすし
 野洲市



I 「土地差別」とは.

● 「土地差別」について、ご存じですか？

● 合併前の2004年、当時の野洲町役場の人権施策推進課に1本の電話が入ってきました。

その内容は「〇×不動産ですが、野洲町の〇〇の××番地は同和地区かどうか教えてほしい。」というものでした。電話でのやりとりから県内のある不動産業者からの問い合わせの電話であることがわかりました。



対応した職員は、「なぜそのようなことを知りたいのか、なぜそのようなことを調べる必要があるのか？」と尋ねました。そして、「あなたが調べようとしている行為は、部落差別である。」ということを指摘しました。

● 不動産業者の行政機関などへの「土地に関わる問い合わせ」は、全国で起こっています。多くが旧野洲町への問い合わせと同じように同和地区かどうかを調べたいというものなのです。

このような「土地に関わる問い合わせ」の他にも、住宅物件の広告チラシなどに差別が潜んでいる場合があります。

また、「通学小学校区」の情報がことさら目を引くように書かれているチラシの例もあるのです。大阪で、このような校区に関わる情報に着目し1年間、住宅物件のチラシを調査されたことがあります。その結果、通学小学校区の記載がある場合は、ほとんどが「その小学校の通学校区に同和地区を含まない」というメッセージであることがわかってきたのです。

(参考文献：奥田 均「土地差別問題の研究」解放出版社 2003年2月)

業者による「問い合わせ」や「同和地区名を記載したチラシ」や「通学校区を記載したチラシ」など、なぜこれほどまでの「土地に対するこだわり」があるのでしょうか？

★ そこに「土地に関わる差別意識」があるのです！

● そこで、みなさんとともに、この問題について学び、考えていきたいと思います。



★ なぜ、問い合わせをするのでしょうか？



●不動産業者が市役所などに「同和地区かどうか」を問い合わせたり、広告にさりげなく通学区名を記載したりするのも、業者に聞き取り調査をしていく過程で、その背景がわかってきました。

そこには、土地や住宅の売買について、どこが同和地区であるかにこだわる意識、同和地区であれば住む

のを避けたい、さらには同じ校区に住むことさえも避けたいという一般市民の「忌避意識」が根強くあり、そういった情報を求める市民のニーズが背景にあったのです。

『土地差別』は、市民の意識と業者の行為の両方が生んだ差別だといえます。

なぜ、それほどまでして“土地”にこだわるのかというと、部落差別がもともと居住地・出生地・本籍地など、深く土地に結びついている差別だからです。下の表を見てください。

Q：世間ではどのようなことで『同和地区出身者』と判断していると思いますか？（複数回答）

①本人が現在同和地区に住んでいる	50.3%
②本人の本籍地が同和地区にある	38.3%
③本人の出生地が同和地区である	36.3%
④父母、祖父母が同和地区に住んでいる	29.1%
⑤父母、祖父母の本籍地が同和地区である	27.5%
⑥父母、祖父母の出生地が同和地区である	26.0%
⑦本人が過去に同和地区に住んだことがある	23.6%
⑧職業によって判断している	18.9%
⑨その他	1.2%
⑩わからない	22.7%

2005年大阪府民を対象にした「意識調査」より



●この表から読み取れる市民の意識としては、⑨「その他」⑩「わからない」を除いた8項目のうち7項目までが、“土地”に関わっているということです。

とりわけ、①「本人の現住所」を筆頭に、⑤「父母、祖父母の本籍地」⑥「父母、祖父母の出生地」までもが同和地区出身者とみなす判断基準になっている社会の現実があるのです。このことから、**部落差別が深く土地に結びついている**ことがわかります。



★ インターネットを利用して

●インターネットの発達は、私たちの生活に大きな利便性^{り べんせい}をもたらしてくれた反面、さまざまな問題も新たに引き起こしています。

とりわけ人権侵害に関わる書き込みなどは、大きな問題となっています。

インターネットで、誰かが「〇〇町の□□地区は同和地区ですか」とか、「〇〇町の△△番地に引っ越そうと思うのですが、そのへんに同和地区はありますか」などといっ



た問い合わせの書き込みをすると、^{そくざ}即座に誰かが「〇〇は同和地区です」とか、「△△番地の近くには同和地区がある」と返答するというような、情報のやりとりがされているのです。このようなインターネットでのやりとりは、誰が書き込んだかが特定されにくく、より大きな社会問題となってきました。

★ 『^{きひ}忌避意識』は、こんな形で・・・

●同和地区内に住むことを避けるという意識（^{きひ}忌避意識）は、「自分自身が同和地区出身者と見なされたくない」という思いが働くからだといえます。それは、そう見なされると自分も差別されるという意識があるからだと思います。



「同和地区住民と見なされたくないから避ける」、「差別を受けたくないから避ける」という意識は、同和地区住民を排除する、『**差別**』にほかありません。

業者による問い合わせや広告による「土地差別」の事件は、こうした「^{きひ}忌避意識」と表裏一体をなすものだともいえます。



* ^{きひ}忌避：きらって避けること。



● 「土地差別」の解決に向けて

● 2004年の旧野洲町における『問い合わせ事件』の取組みを進めていく中で、いくつかの課題が明らかになってきました。

旧野洲町に問い合わせをしてきた不動産業者は、同和問題や人権問題に関わる研修をほとんどしていなかったため、このような行為が差別であるという認識が欠落していたばかりでなく、調査される側（被差別の側）の思いが顧みられることも全くなかったといえます。

● 滋賀県もこの問題の解決に向けて動き始めました。そして不動産業者とも協議を重ね、2006年4月に『滋賀県住宅建築物取引業における人権問題に関する指針』を作成しました。

同和地区の土地に関わる差別をなくすための研修を充実し、同和地区かどうかを調査したり、市民からの問い合わせにも応じないなどの取組みを明確にしました。また、アパートやマンションで、高齢者や障がいのある人、外国籍の人などが入居を拒否されたり、特別な条件を付けたりする実態をなくす取組みも明記されました。部落差別をなくすために取り組むことはあらゆる差別をなくす取組みにつながっていくのです。



宅地建物取引業者は、取引物件の所在地が同和地区であるかないか、または、同和地区を校区に含むかどうか等について、調査および報告ならびに教示をしないこととする。また、差別につながる不適切な広告、表示をしないこととする。

宅地建物取引業者は、国籍、障害、高齢等の理由により、入居機会を制約し、これを助長する差別行為をしないこととする。また、その関係する家主等に対して、人権問題についての理解を求めよう努める。

『滋賀県住宅建築物取引業における人権問題に関する指針』より、抜粋

● 「すてきなまち」づくりへ



● 市民のみなさまのご協力を得て2009年10月に『人権問題に関する野洲市民意識調査』を実施しました。

その中で、特に注目したいものは、『^{きひ}忌避意識』の克服に向けて、たいへん有効な分析結果が得られたことです。

それは「同和地区出身者と親しく付き合っている人や、同和地区出身者に友人がいる人ほど、結婚に対する『^{きひ}忌避的態度』が弱い」という結果です。

● 具体的に数値で示しますと、以下のようになります。

- ① 「同和地区出身者に親しく付き合っている人がいる」と答えた人は、結婚に対しても**85%**の人が「問題にしない」と回答しています。
- ② これに対して「親しく付き合いがない人」では、「問題にしない」と回答した人は**63%**にとどまっています。

● こうした結果から、同和地区出身の友人や知人がいることや、同和地区との付き合いの機会が多いことは、結婚において^{きひ}忌避的態度の解消につながると考えられるのです。

● 結婚に対するこのような市民のみなさまの意識は、土地差別に関する意識でも、同様のことがいえるのではないかと思います。つまり、「同和地区出身の友人や知人がいることや、同和地区との付き合いの機会が多いことは、土地差別においても^{きひ}忌避的態度の解消につながる」ということです。したがって、積極的な関わり合いを持つことが、偏見や差別意識の解消につながっていくのです。



★ 私も参画！交流の大切さ

● こういった「忌避的^{きひ}態度の解消」のためにも、同和地区内外の人たちの交流の機会をできるだけ多数設けることが、必要だといえます。

ただし、その交流の中身は、単に「近所付き合いをしている」というだけでなく、さらに人と人のつながりを深めることが大切です。たとえば・・・

- ① 福祉やボランティア、子どもの教育などで、地域の取組みをしている。
- ② 職場での研修会や地区懇で意見を交換したり、和田部落解放文化のつどいなどにも参加している。
- ③ P T Aやサークル活動の中に同和問題や人権についての研修を取入れている。

などをきっかけにして、お互いを理解することで『忌避^{きひ}意識』や『差別意識』を克服していくことが重要です。

● 同じように、在日外国人や障がい者、高齢者などの人たちとの交流も、これらの人たちへの偏見や差別を克服する上で有効な手だてとなるといえます。



深めよう！人と人のつながいを！

● 『人権問題に関する野洲市民意識調査』の集計結果からは、多くの貴重なご意見を聞かせていただきました。

その中でも、人権問題に関する基本的な理念である、「人権問題の解決は私たち一人ひとりの課題である」と回答された方が86%おられました。このことは、市民のみなさまの人権意識の高まりを示すものだといえます。

しかし、一方では解決すべき多くの課題があることも明らかになりました。

現に、市内では今年度になってからも、残念なことに新たな差別落書きが発見されています。

● 差別問題は「社会の進展^{ともな}に伴い、いつかはなくなるだろう」という消極的な姿勢では、解決しません。差別をなくすために今、確かなそして具体的な歩みが私たち一人ひとりに求められています。

★ 私とあなたのさらなる一歩が、すてきなまちづくりに！

●『人権問題に関する野洲市民意識調査』では、「差別は人間としてもっとも恥ずべき行為の一つであると思いますか？」という質問に対しても86%の人が「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答されています。多くの人が「差別をすることは、自分にとってもっとも恥ずかしいことである。」と受けとめているのです。「差別をしないこと」さらには「差別をなくす行動をとること」は、「自分にとって、すばらしいこと」であるはずです。

『野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例』は、第1条でまさに差別をなくすための具体的な行動を起こすことの大切さを示すとともに、差別のない野洲市の実現を目的とすることを掲げているのです。

『野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例』

(目的) 第1条

この条例は、人権尊重のまちづくりについて、市民の人権擁護及び人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参画による部落差別をはじめとするあらゆる差別のない野洲市の実現に寄与することを目的とする。

●この目的遂行のため、一人ひとりの人権意識をよりいっそう高め、明るく住みよい町づくりに積極的に参画し、そこから差別のない社会の実現に向けて、私たち一人ひとりが力強いさらなる第一歩を踏み出すことを、そしてそれがさらに継続的な、確かな歩みとなることで、野洲市をすてきなまちにしていきましょう。

すみよい
まちづくりに向けて
出発！！

